

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（444）」

2. 日時：平成28年9月28日 14時25分～17時15分

3. 場所：原子力規制庁 13階 D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江崎安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、中原安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、安達係員、大塚係員、糸賀原子力規制専門員

（安全技術管理官（地震・津波）付）

鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他9名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部副長 他3名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 課長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（原子力耐震） 他2名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置変更許可申請のうち「4条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

＜使用済燃料貯蔵ラックの減衰定数について＞

○ 使用済燃料ラック試験結果が、試験体の固有振動数と異なるすべての実機ラックへ適用できることについて説明すること。

＜下位クラス施設の波及的影響の検討について＞

○ 上位クラス設備と接続する下位クラス施設の抽出及び評価フローチャートの最初の分岐で抽出の対象外としたものについて、具体的な対象施設と抽出過程が確認出来るような説明を検討すること。

○ Sクラス施設等と重要SA施設との接続部が上位クラス同士であることを、簡単な絵で図示すること。

○ 上位クラス電路貫通部の具体的な確認プロセス（過程）を記載して説明す

ること。

- 廃棄物処理建屋について、波及的影響を及ぼすものがないか、電源を確認して影響があるものを記載して説明すること。（建屋間のケーブルの引き回しを確認して説明すること。）

（２）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 地震による損傷の防止について（補足説明資料）